

発明の単一性を充足しない場合でも、クレーム発明の特許性に関する
仮の見解書を EPO が出願人に通知する新たなサービスを開始

2017年04月03日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

EP 直接特許出願 (Euro-direct applications)、及び、Euro-PCT 出願について、最終の EP サーチレポート ("final EP search report") または国際サーチレポートが出願人に送付される段階において、クレーム発明の特許性に関する見解書 ("opinion") を出願人は EPO から受領します。

EPO が国際サーチ機関ではない Euro-PCT 出願の場合、サーチされなかった発明に係るクレームに対しては 2 ヶ月以内に所定の費用を支払えば、追加のサーチを請求することができます。また、EPO が国際サーチ機関である場合であって、国際段階で発明の単一性を充足しないと認定されたが追加のサーチを請求しなかった場合でも、サーチされなかった発明に係るクレームに対して追加のサーチを EPO に請求することができます。

出願人は、これまで、上記最終の EP サーチレポート、又は、国際サーチレポートを受領した場合、出願が発明の単一性を充足しない理由について系統的に知ることはできませんでした。出願人は、さらに、上記最終の EP サーチレポートまたは国際サーチレポートを受領した場合、サーチされなかったクレーム発明に対するサーチを希望するか否かを決定すると共に、サーチ結果に対して、応答する必要がありました。

このような状況下で、EPO は、**2017 年 3 月 9 日**に、サーチレポートを作成する際に発明の単一性を充足しないと判断した場合、第一のグループ発明の特許性に関する**仮の見解書 ("provisional opinion")** を出願人に通知するサービスを 4 月 1 日から開始することを公表しました。

【全 3 頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。